

令和5年(健)第341号

令和6年4月30日

主文

- 1 後記「事実」欄第2の3記載の原処分のうち、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る傷病手当金等について不支給とした部分を取り消す。
- 2 その余の本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の原処分を取り消し、同記載の本件不支給期間について、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)及び〇〇健康保険組合の組合規約(以下「規約」という。)による傷病手当金付加金(以下、単に「傷病手当金付加金」といい、傷病手当金と併せて「傷病手当金等」という。)の支給を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、妊娠悪阻及び下腹部痛(以下、併せて「本件傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかったとして、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、〇〇健康保険組合理事長(以下「理事長」という。)に対し傷病手当金の支給の請求をした(令和〇年〇月〇日受付)。
- 2 理事長は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、本件請求期間について、「不支給期間①(令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日(2日間))については、医師が労務不能であったと認めた期間が令和〇年〇月〇日からであり、それ以前の期間を労務不能と判断する根拠がないた

め、不支給と致します。不支給期間②(令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日(72日間))は上記傷病に対する治療(健康保険適用の診療)が行われた形跡がなく、病気で療養(治療)のために仕事を休んでいたと判断する根拠がないため、不支給と致します。*治療を必要としない症状は正常妊娠の範囲内であり、病気としては取り扱わないことになっています。<参考>傷病手当金支給要件(①～④)の条件を備えていることが必要です)①病気やケガで療養(治療)のため仕事を休んでいること②仕事に就けない状態であること③4日以上仕事を休んでいること④報酬の全部または一部の支払いがないこと)として、傷病手当金等の一部を支給しない旨の処分(以下「先行処分」という。)をした。

- 3 請求人は、先行処分を不服とし、令和〇年〇月〇日(受付)で社会保険審査官に審査請求を行ったところ、理事長は、令和〇年〇月〇日付けで、支給期間を「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日(7日間)から「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日(4日間)、待機期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日(3日間)」とし、不支給期間を「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日(72日間)」から、「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日(75日間)(以下「本件不支給期間」という。)」とする旨の支給・不支給決定の更正通知書により、傷病手当金等の一部を支給しない旨の処分(以下、このうち本件不支給期間に係る部分の処分を「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服として、審査請求を維持する旨の申立てをし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、法第

9 9 条第 1 項は、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する旨を規定しており、健康保険の適用とならない健診や予防を目的とした診療による労務不能は、傷病手当金の対象とはならないとするのが相当である。

また、健康保険法施行規則第 8 4 条第 2 項第 1 号に、傷病手当金の申請書には、被保険者の疾病又は負傷の発生した年月日、原因、主症状、経過の概要及び労務に服することができなかつた期間に関する医師又は歯科医師の意見書を添付しなければならない旨を規定している。

2 傷病手当金付加金については、規約第 5 9 条第 1 項に、「被保険者が法第 9 9 条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として、……(中略)……を支給する。」と規定されている。

3 本件の場合、理事長が前記「事実」欄第 2 の 3 記載の理由で行った原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、事実関係を関係法令などに照らして、原処分が妥当であると認められるかどうかである。

第 2 審査資料

(略)

第 3 事実の認定及び判断

1 (略)

2 上記の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 健康保険の傷病手当金の支給要件としての労務不能については、その被保険者が本来の業務に耐えられるか否かを標準として、社会通念に基づき認定されるべきものであり、必ずしも医学的見地からのみ判断されるべきことではないが、特段の事情の存しない限り、その傷病の診療に当たった医師が、その傷病の性質、病状及び治療の経過等を踏まえた結果として、労務不能か否

かについてどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきであり、また、傷病手当金は法において制定された制度であることから、健康保険の適用とならない健診や予防を目的とした診療による労務不能は対象としていないとするのが相当である。そして、傷病手当金は傷病の療養のため労務に服することができないと保険者が判断した場合に支給されるものであって、被保険者が何らかの自覚症状があるとか、通院して投薬・注射・処置等を受ける必要があるからといって直ちに労務不能とするものではなく、症状、治療内容、予後の見通し等を総合的に検討し、被保険者が業務に就くことが可能か否かを保険者が判断することとされている。

(2) 本件についてこれを見ると、資料によれば、請求人は、本件傷病について、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで 8 2 日間を本件傷病により労務に服することができなかつたとし、傷病の主症状及び経過概要を「令和〇年〇月〇日初診。…〇月〇日妊婦健診にて受診、妊娠 7 週。〇月〇日妊娠悪阻による体力消耗及び下腹部痛のため自宅療養を要すと判断。」とし、労務不能期間における診療実日数は 6 日としている。

資料によれば、請求人は、本件請求期間中の令和〇年〇月から〇月にかけて健康保険適用とされる診療を受けており、令和〇年〇月は、傷病名を頭痛(診療開始日：令〇年〇月〇日)として 2 日の受診があり、頭痛に対する処方が行われ、令和〇年〇月は、傷病名を頭痛と痔核(診療開始日：令〇年〇月〇日)として 1 日の受診があり、痔核に対する処方が認められる。令和〇年〇月は、傷病名として頭痛と痔核、妊娠中風疹感染の疑い(診療開始日：令〇年〇月〇日、転帰：中止)、1 5 週切迫流産(診療開始日：令〇年〇月〇日)として、2 日の受診があり、風疹疑いに対する免疫学的検査が行われている

のみで、頭痛や痔核に対しての処方
は行われていない。令和〇年〇月
は、傷病名として頭痛、痔核、15
週切迫流産、胃炎（診療開始日：
令〇年〇月〇日）、COVID-19（
診療開始日：令〇年〇月〇日）、
急性上気道炎（診療開始日：R〇
年〇月〇日）として電話等による
受診も含め11日の受診が認めら
れ、胃炎及び急性上気道炎に対す
る処方と資料の傷病手当金意見書
の交付が行われていることが確認
できる。さらに、資料を併せて判
断すると、令和〇年〇月には1日、
令和〇年〇月には2日、令和〇年
〇月には1日、令和〇年〇月には
1日の妊婦健診が自費診療として
行われていることが確認できる。
そして、資料で記載漏れとされた
「つわり」、「妊娠悪阻」の傷病
名は、資料に「つわり」、「妊娠
悪阻」に関わる傷病の記載がない
ことから健康保険の適用とされな
い妊婦健診に基づいた正常妊娠の
経過を示していると判断される。
さらに、資料の診断書には、病名
の記載があるのみで労務不能と判
断するための病状等の記載はなく、
保険者において、請求人が業務に
就くことが可能か否かの判断は困
難であり、労務不能の理由及び休
業の必要性は、資料の医師回答に
よれば、請求人からの依頼に基づ
いて指示された正常妊娠及び分
娩を目指した予防的な療養であり、
健康保険の適用とされる療養とは
認められないのであって、そのよ
うな妊娠の状態が続く限りにおい
ては、本件不支給期間は、傷病手
当金の支給対象とはならないもの
というべきである。しかしながら、
資料から、健康保険適用である傷
病名として、15週切迫流産（診
療開始日：令〇年〇月〇日）が確
認でき、資料の追加となる傷病名
として腹痛の診療開始日が令和〇
年〇月〇日とされていることから、
腹痛を症状とした異常妊娠状態
である15週切迫流産と診断され、
令和〇年〇月〇日から健康保険が
適用される診療が行われた

ことが確認できる。そうすると、
切迫流産に対する一般的な治療
として身体安静は療養の基本であ
ることから、この時点において、
A医師が請求人に対して15週切
迫流産のために自宅療養を指示し、
労務不能としたことについては、
傷病手当金の支給について正当
な事由があると判断することができ
る。

- (3) 以上から、令和〇年〇月〇日～
同年〇月〇日を全て不支給期間と
した原処分は一部失当であり、15
週切迫流産と診断された令和〇年
〇月〇日から同年〇月〇日までの
3日間を待期間として、同年〇月
〇日から本件請求期間の最終日
である同年〇月〇日までの傷病
手当金等は支給されるべきである
から、原処分のうち同年〇月〇日
から同年〇月〇日までの期間に係
る傷病手当金等を不支給とした部
分を取り消した上、主文のとおり
裁決する。